

問Ⅳ - 3 - (2) - ② (社員資格に関する他の制限)

社員の資格を〇〇士など一定の有資格者に限定することは問題でしょうか。

答

- 1 公益社団法人が、社員資格の得喪に関して不当に差別的な取扱いをするような条件（社員資格を合理的な理由なく特定の要件を満たす者に限定している等）を設けている場合には、社員総会の構成員である社員の意思が一定の傾向を有することで、当該法人が、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するという公益法人本来の目的に反した業務運営を行うおそれが生じます。
- 2 「社員資格の得喪」に関する定款の定めにおいて「不当な条件」を付しているかどうかについては（公益法人認定法第5条第14号イ）、社会通念に従い判断されます。当該法人の目的、事業内容に照らして当該条件に合理的な関連性及び必要性があれば、不当な条件には該当しません。
- 3 したがって、専門性の高い事業活動を行っている法人において、その専門性の維持、向上を図ることが法人の目的に照らして必要である場合は、その必要性から合理的な範囲で社員資格を〇〇士のように一定の有資格者等に限定したり、理事会の承認等一定の手続き的な要件を付したりすることは、不当な条件に該当しません（公益認定等ガイドライン I 13. 参照）。